（金融商品取引法の一部改正）

第三十一条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の四第一項第一号ハ中「資金決済に関する法律」の下に「、事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）」を加える。

第三十三条の五第一項第二号中「資金決済に関する法律」の下に「、事業性融資の推進等に関する法律」を加える。

（医療法及び国民年金法の一部改正）

第三十二条　次に掲げる法律の規定中「及び第二項」の下に「並びに事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二十六条第一項」を加え、「同法」を「民法」に改める。

一　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十二条の二

二　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百三十七条の三の十四

（地方税法の一部改正）

第三十三条　地方税法の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項第一号中「実行手続」の下に「、企業価値担保権の実行手続」を加える。

第十四条の三及び第十四条の四中「第十四条の十一まで」の下に「、第十四条の十二の二第一項」を加える。

第十四条の十二の次に次の一条を加える。

（法定納期限等以前に設定された企業価値担保権の優先等）

第十四条の十二の二　納税者又は特別徴収義務者が地方団体の徴収金の法定納期限等以前にその財産上に企業価値担保権を設定しているときは、その地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その企業価値担保権により担保される債権に次いで徴収する。

2　前項の規定に基づき地方団体の徴収金に先立つ企業価値担保権により担保される事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第六条第四項に規定する特定被担保債権の元本の金額は、その企業価値担保権者がその地方団体の徴収金に係る差押え又は交付要求の通知を受けた時における債権額を限度とする。ただし、その地方団体の徴収金に優先する他の債権を有する者の権利を害することとなるときは、この限りでない。

（酒税法等の一部改正）

第三十四条　次に掲げる法律の規定中「実行手続」の下に「、企業価値担保権の実行手続」を加える。

一　酒税法（昭和二十八年法律第六号）第六条の三第一項第四号

二　揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第五条第三項

三　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第十号

四　石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）第五条第三項

五　石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第五条第三項

六　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第六条第三項

（厚生年金保険法の一部改正）

第三十五条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第八十五条中「すべて」を「全て」に改め、同条第一号中ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ　企業価値担保権の実行手続の開始があつたとき。

（国の債権の管理等に関する法律の一部改正）

第三十六条　国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　債務者の財産について企業価値担保権の実行手続の開始があつたこと。

（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律等の一部改正）

第三十七条　次に掲げる法律の規定中「又は企業担保権」を「、企業担保権の実行又は企業価値担保権」に改める。

一　首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二十五条第一項第二号

二　新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第三十二条第一項第三号

三　近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）第三十四条第一項第二号

四　流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第三十八条第一項第三号

五　新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第五十一条第一項第三号

（国税徴収法の一部改正）

第三十八条　国税徴収法の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「実行手続」の下に「、企業価値担保権の実行手続」を加える。

第十条中「国税の優先等」の下に「、第十八条の二第一項（法定納期限等以前に設定された企業価値担保権の優先等）」を加える。

第十一条中「優先等）」の下に「、第十八条の二第一項（法定納期限等以前に設定された企業価値担保権の優先等）」を加え、「先だつて」を「先立つて」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

（法定納期限等以前に設定された企業価値担保権の優先等）

第十八条の二　納税者が国税の法定納期限等以前にその財産上に企業価値担保権を設定しているときは、その国税は、その換価代金につき、その企業価値担保権により担保される債権に次いで徴収する。

2　前項の規定に基づき国税に先立つ企業価値担保権により担保される事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第六条第四項（定義）に規定する特定被担保債権の元本の金額は、その企業価値担保権者がその国税に係る差押え又は交付要求の通知を受けた時における債権額を限度とする。

ただし、その国税に優先する他の債権を有する者の権利を害することとなるときは、この限りでない。

（登録免許税法の一部改正）

第三十九条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六号の次に次のように加える。

六の二　企業価値担保権の登記（企業価値担保権の信託の登記を含む。）		
(一)　企業価値担保権の設定の登記	企業価値担保権の件数	一件につき三万円
(二)　企業価値担保権の移転の登記	企業価値担保権の件数	一件につき六千円
(三)　企業価値担保権の順位の変更の登記	企業価値担保権の件数	一件につき六千円
(四)　信託の登記	企業価値担保権の件数	一件につき六千円
(五)　付記登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち(一)から(四)までに掲げるものを除く。）	申請件数	一件につき六千円
(六)　登記の抹消	申請件数	一件につき六千円